附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第六条第二項の規定による上陸の申請であって、この省令の施行の際、法第三章第一節又は第二節の規定による上陸の許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

二　法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請であって、この省令の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

第三条　施行日前に法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとして法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者及び前条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた法第六条第二項の規定による上陸の申請に対する処分については、施行日（前条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

○法務省令第五十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

改正後		
在留資格	活動	資料
［略］		
経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	一　次のイからハまでに掲げる資料 イ　経営に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し ［ロ・ハ　略］ 二　次のイ及びロに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びに当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）を明らかにする資料 ［号の細分を削る］ ［三・四　略］

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

改正前		
在留資格	活動	資料
［同上］		
経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	一　次のイからハまでに掲げる資料 イ　事業計画書の写し ［ロ・ハ　同上］ 二　次のいずれかに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料 ハ　その他事業の規模を明らかにする資料 ［三・四　同上］